

高齢者福祉タクシー利用券使用時の 本人確認方法の変更について

健康医療部 長寿介護課

高齢者福祉タクシー料金助成事業

対象者（以下のいずれにも該当する方）

1. おおむね65歳以上
2. 利用者本人が市民税非課税または生活保護を受給
3. 要介護認定で要介護1～5の認定を受けている方
4. 病院に入院していない
5. 施設に入所していない
（有料老人ホーム、サ高住を除く）
6. 重度障害者福祉タクシーを利用していない



高齢者福祉タクシー料金助成事業

助成額

1枚につき上限500円

1乗車につき2枚まで使用可

(1,000円未満→1枚、1,000円以上→2枚)

交付数

1か月当たり4枚で、申請月からの当該年度分を一括交付。



高齢者福祉タクシー利用券

確認欄の追加（どのように本人確認をしたのか）

茨木市高齢者福祉タクシー利用券		No. _____	
有効期間 発行日～令和8年3月31日			
※使用できる利用券は、1乗車につき2枚までで、おつりは出ません。 1000円未満 → 1枚のみ 1000円以上 → 2枚まで使えます。			
乗車日	年	月	日
助成上限額	500円	乗車料金総額	円
タクシー会社等	見本		
車両番号			
確認欄	(何れかに○) 介護保険証 マイナンバーカード 運転免許証 健康保険証 後期高齢者保険証 その他 ()		
(乗務員の方へ)			
1 この利用券を使用できるのは、茨木市と契約しているタクシー業者に限りです。			
2 この利用券の提出があったときは、氏名・生年月日を本人確認書類で確認の上、乗車料金から助成額（1枚なら500円、2枚なら1000円）を差し引いた差額を受け取ってください。 （おつりは出ません。）			
3 高齢の方が利用されますので、乗降・運転の際には、ご配慮をお願いします。			
茨木市長		No. 7	



利用券使用時に本人確認書類を提示

変更前

タクシー利用券表紙の「利用資格証明書」の提示により確認

変更前

氏名・生年月日を介護保険被保険者証または本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、後期高齢者医療証等身分を証明するもの）の提示により確認、書類の種別をタクシー利用券に記入



利用者へのご説明等
ご協力、よろしくお願いします。



茨木市 健康医療部
長寿介護課

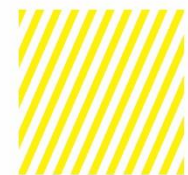
重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしくお願いします。(※切R7.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。